平成２３年（フ）第１７４９号
福岡市早良区小田部３丁目16番８号
債務者　池内　亜紀（旧姓森下・富岡）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５４号
福岡市東区三苫７丁目371番地
債務者　宮田　智美
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７７３号
福岡市東区多の津５丁目12番９―610号
債務者　坂田三千世
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９１号
福岡市中央区大手門３丁目８番１―202号
債務者　眞鍋　圭介
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９５号
福岡市早良区賀茂３丁目23番５号
債務者　大江喜世則
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９６号
福岡市中央区今泉２丁目３番30―406号
債務者　蒲池沙弥香
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０１号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3463番地２
債務者　荒木　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０６号
福岡市中央区長浜１丁目４番45―402号
債務者　岡本　亨子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８１３号
福岡県大野城市月の浦２丁目18番17号
債務者　松吉　尚子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３５号
福岡市南区老司５丁目21番30号
債務者　妹尾　光徳
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４号
大分県日田市大字高瀬525番地12
債務者　石松　宣一
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第７２号
鹿児島県阿久根市脇本7800番地２、前住所鹿児島市東谷山１丁目66番２号
債務者　播磨　裕哉
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
鹿児島県阿久根市折口1747番地138
債務者　野畑　路代
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
鹿児島県出水市武本3594番地３
債務者　丸内　　茂
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
鹿児島県薩摩川内市青山町5844番地、前住所鹿児島県薩摩川内市青山町5849番地３
債務者　重信　義博
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８１２号
宮城県多賀城市高橋２丁目16番24号　アースハイツ忍澤201号、住民票上の住所宮城県多賀城市高橋２丁目16番24号　アースハイツ忍澤107号
債務者　齋藤　大介
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
山梨県甲府市西下条町814番地15
債務者　木山　　靖
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係